

陳情「聚楽保育所の民間移管に係る改善」

【陳情の趣旨及び理由】

京都市は、京都市聚楽保育所など公立保育所の廃止・民間移管の方針を決めた。

民間移管は主に財政難がその理由であるといわれるが、市保育課より、聚楽保育所での保護者への説明会では「市の財政における保育所民間移管の費用対効果」の説明はされておらず、また「保育所の民間移管により生じる財源の使途は特定できない」といった回答がされている。移管に伴う子どもへの影響や転園などリスクマネジメントも不十分である。

そのため、聚楽保育所の保護者会として、公立保育所の廃止・民間移管に同意できかねる状態が続いている。

聚楽保育所保護者会は、公立保育所が民間保育園の 3 倍の割合で受け入れてきた障害児児童をはじめ、虐待など諸事情での年度途中での緊急入所といった「地域における児童福祉の財産」としての「聚楽保育所の価値」を大切に思い、「公的な保育」の存続は譲れないものとする。

「民間保育園のほうが保育士・調理師の平均勤続年数が短いので低コストだから」という民営化の理由は、保育所保育指針にある「入所する子どもの最善の利益を考慮」したものとはいえず、昨今の民間保育園保育士の待遇改善の方向性とも相反し、首肯することはできない。

このことから、聚楽保育所保護者会では

- ・子ども・保護者との合意のない聚楽保育所の廃止・民営化を進めないこと
- ・一方的なスケジュールおよび移管・選定プロセスのあり方の見直し
- ・子どもと保護者の主体性の尊重

を求めた「京都市聚楽保育所の存続を求める署名」を行い、聚楽保育所の保護者をはじめ、卒所児保護者、地域の方などを含めた 5,057 筆が寄せられ、市保育課を介して市長に提出しているところである。については、特に以下の点についての改善を陳情する。

【陳情項目】

1. 保護者への説明責任を果たし、合意形成に向けた話し合いをおこなうこと
2. これまでの公立保育所の民間移管の検証をおこなうこと。
3. 移管先法人の選定において、総合評価だけでなく「保育内容」など特に重要と考えられる項目の評価が低い場合には選定しないための「最低合格ライン」を設定すること。

2016 年 3 月 18 日

京都市会議長 津田 大三 様

陳情者 京都市聚楽保育所保護者会

2016年4月8日

京都市子ども・子育て会議
会長 西岡 正子 様
京都市子ども・子育て会議
委員各位

〒604-8401
京都市中京区聚楽廻松下町9-4
聚楽保育所内
京都市聚楽保育所保護者会
(代表 松本 敦)

京都市営保育所の民間移管に係る 京都市子ども・子育て会議への要望

拝啓

京都市子ども・子育て会議会長西岡正子様ならびに委員各位におかれましては、平素より子どもたちのためにご尽力いただき感謝いたします。

さて、京都市が2014(平成26)年10月に策定した『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改定版)』において、京都市聚楽保育所を含む6ヶ所の市営保育所の民間移管(民営化)方針が示されました。京都市聚楽保育所は2018(平成30)年度の民間移管に向けて、2016(平成28)年度より移管先法人等の選定が開始される予定です。

これに対し、私たち京都市聚楽保育所保護者会は、京都市による市営保育所の民間移管の進め方には以下のような問題点があると考えております。



①『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改定版)』の策定過程について

京都市は2014年10月に『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改定版)』を策定しましたが、これに先だって開催された市子ども・子育て会議幼児教育・保育部会において、同方針の改定は審議事項とはなっておらず、同部会の委員に対する意見聴取のみが行われました。同部会の委員からは改定案に対し批判的な意見も多数挙げられましたが、それらは同方針の改定に反映されておらず、そもそも審議事項ではないことも委員に伝わっていないという懸念のあり方でした。このように、同方針は京都市子ども・子育て会議のどの分科会・どの部会においても責任ある審議がなされないまま改定がなされました。

しかしながら、このような策定プロセスにも関わらず、この改定版に基づく「市営保育所移管先選定部会」は京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会の部会として設置されています。同部会の委員は、西岡正子様が京都市子ども・子育て会議会長として指名される旨を京都市保健福祉局子育て支援部保育課(以下、保育課)より聞き及んでおります。

②京都市社会福祉審議会における審議について

そもそも、この『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針』とは、京都市長より審議を依頼された京都市社会福祉審議会の「福祉施策のあり方検討専門分科会」が2011（平成23）年12月に提出した『市営保育所の今後のあり方について（最終意見）』を踏まえて、2012（平成24）年5月に策定されたものです。しかしながら、この最終意見において「民間保育園への移管」を「選択肢の一つとして検討する必要がある」ことは指摘されているものの、京都市は市営保育所の民間移管方針そのものを社会福祉審議会に諮問したわけではなく、市営保育所の民間移管は同会での審議や了承もないまま京都市の責任で進められている状態です（『京都市社会福祉審議会 会議録』2012年10月30日、16頁）。

③「市営保育所移管先選定部会」の審議事項について

『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針』に基づいて2012年5月より開始された「京都市営保育所移管先選定等委員会」は、京都市の条例ではなく設置要綱のみで設置されたものであったため住民監査請求の対象となり、住民訴訟において京都地裁は、当該委員への報酬は違法な支出であり市長も義務違反をしているとの判断を示しました。この住民訴訟中、京都市は監査委員の意見に基づき、2013（平成25）年11月13日の第1回京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会において「京都市営保育所移管先選定等委員会」を「市営保育所移管先選定部会」に位置づけ直しました。

この分科会において配布された資料6「市営保育所移管先選定部会について」には「市営保育所移管先選定部会」の審議内容として「移管先法人の選定に係る事項（傍線引用者）」とのみ記されており、「今後の審議予定」には、その時点で移管先法人の公募が開始されていた船岡乳児保育所の「移管先候補者の選定に係るプレゼンテーション・ヒアリング審査」とその「審査結果の最終決定」とあるように、船岡乳児保育所の移管先法人の選定作業の継続しか確認されていませんでした。

ところが、『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）』策定後に開催された2015年度「市営保育所移管先選定部会」については、2015年4月24日の広報資料において「市営保育所の民間保育園への移管を実施するに当たって、移管先法人の募集要項、選定基準及び移管先法人の選定等に係る審議を行うために、京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会の部会として設置しています（傍線引用者）」との説明がなされています。しかしながら、このような審議事項の追加・変更は、児童福祉分科会では確認されておらず、私たちからの問い合わせに対する保育課の回答も要を得たものではありませんでした。

このように、「市営保育所移管先選定部会」の設置には明らかな不備があるにも関わらず、保育課は先の「移管先法人の選定に係る事項」にも移管先法人の募集要項や選定基準に係る審議を含むと解釈し、『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）』策定後も、市営保育所の民間移管を推し進めています。

④「市営保育所移管先選定部会」の委員指名のあり方について

2015年度「市営保育所移管先選定部会」においては、移管対象保育所である京都市砂川保育所および京都市錦林保育所の保護者より出された、移管先法人の選定過程に保護者の参加を求める要望を承けて、「保育園保護者の視点」を入れるため、子ども・子育て会議の市民公募委員が同部会委員に指名されました。しかしながら、同委員は移管対象保育所の保護者からの意見聴取と「移管先法人等募集要項」の作成を終えた段階で任期満了を迎え、この「募集要項」に基づく応募法人の実地審査など、実際の審査と評価・選定にはま

た別の市民公募委員が新たに指名されました。

これについては保護者の指摘と要望により、新委員を迎えた 2015 年度第 5 回選定部会の冒頭で急遽、改めて移管対象保育所の保護者からの意見聴取が行われましたが、急なことであったため砂川保育所の保護者会は都合がつかず、意見表明が叶いませんでした。したがって、同じ年度の市営保育所移管先法人等の選定過程において、意見表明の機会が得られた保護者会と得られなかった保護者会という差異が生じることになりました。また、この 2015 年度第 5 回選定部会での移管対象保育所の保護者からの意見聴取は傍聴が許可されず、会議録も公開されていません（2015 年 6 月 5 日に開催された 2015 年度第 2 回選定部会で実施された本来の保護者意見聴取は傍聴可能で、会議録も公開されています）。

このように、2015 年度「市営保育所移管先選定部会」は、委員の指名のあり方と選定プロセスの公正さが強く疑われるものであり、私たちはその選定結果にも不信感を持たざるを得ません。

⑤京都市による保育施策の一貫性の欠如について

2012 年 5 月の『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針』に基づいて実施された市営朱雀乳児保育所および市営室町乳児保育所の民間移管では、その主たる理由として、単独乳児保育所は「就学前までの 6 年間を見通した保育の実践が困難であり、保育所の機能として一定制約のある」ことが挙げられています（10-11 頁）。しかしながら、このような理由の下で乳児保育所の民間移管を実施しながら、一方で京都市は現在、3 歳未満児を対象とする小規模保育事業所を、卒所後の「受け皿」を担うべき連携先を確保しないまま数多く認可しています。

また、すでに民間に移管した旧・室町乳児保育所（現・こぐま白雲北保育園）は、移管先法人が遵守すべき「移管後の運営に係る基本事項」に「移管対象保育所が所在する近隣地域（当該保育所から半径 3 km 以内）の乳児定員枠の維持に努めること」とありますが、2016 年度より 0～5 歳児保育を開始するにあたり、乳児（0～2 歳）の定員が従来の 60 名から 41 名に減少しました。

さらに、船岡乳児保育所は移管先法人等の募集にあたっては、その募集要項において定員を 60 名としながら「定員 30 名を下限として、移管先法人等からの提案を認める」とも記載しており、実質的に受け入れ上限人数の半減を可能にしました。それでも船岡乳児保育所の移管先は決まらず 2015 年度に民間移管を断念する一方、京都市は 2016 年度より同乳児保育所の定員を 30 名にして京都市楽只保育所の分園とすることを決定しています。

京都市は 2017（平成 29）年度末までに市内において保育所 2,236 名分、小規模保育事業所 839 名分の整備が必要になると推計しています（ともに 4 月 1 日時点）。船岡乳児保育所のある京都市北区「終野、大宮、上賀茂、元町、紫竹、紫明」では 35 名分の小規模保育事業所の確保が必要とのことですが、一方で市営保育所の民営化をめぐるこの間の京都市の対応は、施策としての一貫性に欠けるものであり、京都市の保育をめぐる現状に対し矛盾あるいは逆行するものと言わざるを得ません。

⑥保育施策実施状況の調査・検証・審議について

2012 年 5 月の『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針』2 頁には「本方針の射程期間については、平成 24 年度からの 5 年間とし、29 年度以降については、5 年間の取組状況の検証を含めて、改めて見直しを行うものとします」と明記されています。また、2012

年8月29日の第5回「京都市営保育所移管先選定等委員会」では事務局より「そもそも今回の民間保育園への移管をするのは約5年スパンということで、もう一度、社会福祉審議会で検証をお願いすることになると思いますが〔中略〕移管を、いわゆる「やりっぱなし」にするということは好ましくないのは当然のこととっております」との発言があったことも記録されています（『第5回京都市営保育所移管先選定等委員会摘録』4頁）。

ところが、これらが明言されているにも関わらず、未だ、これまでの市営保育所の民間移管について何らの検証もなされていません。私たちは、個々の移管対象保育所の子どもたちへの影響をはじめ、『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針』について、施策の実施状況に関する調査・検証・審議がなされないまま、さらなる市営保育所の民間移管が進められるべきではないと考えています。

市営保育所の今後のあり方に関する事項そのものが、京都市社会福祉審議会から京都市子ども・子育て会議に移行しているのであれば、いわゆる地方版子ども・子育て会議の役割を定めた「子ども・子育て支援法」第77条の「当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること」に則り、京都市子ども・子育て会議においてこそ、施策の実施状況に関する調査・検証・審議がなされるべきではないでしょうか。



以上のように、京都市による市営保育所の民間移管に係る方針や施策の手続き、合意形成、実施状況等は総じて杜撰であり、私たち聚楽保育所保護者会は京都市による市営保育所の民間移管には数々の重大な瑕疵あるいは不備があると考えています。そこで私たちは2015年8月より「京都市聚楽保育所の存続を求める署名」（別紙1）を募り、保護者をはじめ、地域の方や元保護者の方より5,057筆の署名をお寄せいただきました。また、京都市議会に提出した「聚楽保育所の民間移管に係る改善」の陳情書（別紙2）も受理されており、近日中に京都市議会教育福祉委員会に付託の上、審議される予定です。これらはいずれも京都市に対し「保護者への説明と合意形成に向けた話し合い」を求めています。

これを承けて、京都市子ども・子育て会議会長の西岡正子様ならびに委員各位には以下を強く要望いたします。

1. 京都市子ども・子育て会議において上記①～⑥の問題点を確認し、その解決に向けた調査・検証・審議を実施すること。
2. 京都市より聚楽保育所の保護者に対し、十分な説明と合意形成に向けた話し合いがなされるまで、「市営保育所移管先選定部会」の委員指名と同部会の設置・開催を留保・延期すること。

ご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

2016年5月6日

京都市保健福祉局子育て支援部
保育課 御中

〒604-8401

京都市中京区聚楽廻松下町9-4
京都市聚楽保育所内
京都市聚楽保育所保護者会
(代表 松本 敦)

「市営保育所における独自サービスの見直しについて」に関する
緊急抗議および要請

京都市聚楽保育所では去る4月22日(金)に保護者に対して配布された「市営保育所における独自サービスの見直しについて」と題する文書によって、京都市営保育所において2017(平成29)年度より「午睡用布団提供の廃止」「所外保育における交通料金及びお帳面の公費負担の廃止」「合同音楽鑑賞会及び合同人形劇鑑賞会の廃止」のそれぞれを実施する旨が通達されました。

この通達は言うまでもなく、子どもたちと保護者の生活のありように著しい改変を迫ると同時に、現行の市営保育所における保育内容や保育水準を大きく変更するものであり、子どもたちおよび保護者の権利や、京都市の保育施策のあり方そのものに関わる内容となっています。しかしながら、このような重大な変更に関わる通達が当事者である子どもたちや保護者に対し事前に何等の説明や協議もないまま一方的になされたばかりか、以降も、同文書の配布時に聚楽保育所長と保護者との間で短時間(約10分)の質疑応答が交わされたのみで、現時点に至るまで京都市の保育施策に対し責任を負うべき立場からの、子どもたちや保護者に対する責任ある説明は一切行われておりません。なお、文書の配布時になされた聚楽保育所長との質疑応答では、所長の応答の大半が「保護者の意見を保育課に伝える」というものであり、この質疑応答において京都市の説明責任が果たされたとは到底認められず、また、これに対する保育課からの回答も、聚楽保育所長への再三の確認にも関わらず現時点では一切得られていません。

次に、京都市聚楽保育所は去る2014(平成26)年10月に策定された『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針(改定版)』によって2018(平成30)年度の民間移管対象保育所に選ばれており、来る5月9日(月)には、聚楽保育所ほかの移管先法人等を選定する京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会の本年度第1回移管先選定部会も開催されよ

うとしています。

京都市聚楽保育所の民間移管をめぐっては、京都市と聚楽保育所の保護者との間でこれまで13回におよぶ保護者説明会（意見交換会）が開催されており、それらにおいて、民間移管にあたっては聚楽保育所の保育内容・保育水準を維持・継承することを再三にわたって確認してきました。

しかしながら、この通達に民間移管に先立って、あらかじめ現行の市営保育所の保育内容・保育水準自体を引き下げようとするものであり、断じて許容できるものではありません。しかも、聚楽保育所の民間移管をめぐってこれまで幾度も保護者説明会（意見交換会）やその事前調整を実施しておきながら、子どもたちや保護者に対し事前に何等の説明や協議もないままこのような重大な通達が一方的になされたことは、子どもたちや保護者に対する「だまし討ち」そのものであり、確約が反古にされたことによる不信感は計り知れません。

したがって、聚楽保育所の民間移管における「保育内容・保育水準の維持・継承」という確約の前提が一方的に崩された以上、今後の保育内容・保育水準の保障のあり方について子どもたちや保護者との間に合意が形成されない限り、移管先法人等の審査・選定を含む、民間移管に向けたいかなる手続きにも応じることができないと考えています。

以上により、この通達のあり方と、現行の保育内容・保育水準を切り下げることになる通達内容に対し厳重に抗議するとともに、以下を強く要請します。

1. 京都市聚楽保育所において配布された「市営保育所における独自サービスの見直しについて」と題する文書の筆頭に記名されており、京都市の保育施策に対し責任を負うべき立場である「京都市保健福祉局子育て支援部保育課長」による、子どもたちと保護者に対する説明会をただちに実施すること。
2. 上記1.の説明会の開催にあたっては、京都市の責任において日程と会場およびその間に必要な保育を調整し、子どもたちや保護者が直接・間接に意見を述べるができるようにすること。
3. 上記1.および2.を踏まえて、京都市聚楽保育所の子どもたちや保護者と京都市との間に、今後の「保育内容・保育水準の維持・継承」のあり方について合意が形成されるまで、移管先法人等の審査・選定を含む、民間移管に向けたあらゆる手続きを停止すること。

以上について、5月13日（金）までに京都市聚楽保育所保護者会宛に文書でご回答ください。なお子どもたちと保護者の権利に関わる問題ですので、回答文書には必ず公印を押印してください。

2016 年 5 月 6 日

京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会
市営保育所移管先選定部会委員 各位

〒604-8401
京都市中京区聚楽廻松下町 9-4
京都市聚楽保育所内
京都市聚楽保育所保護者会
(代表 松本 敦)

京都市聚楽保育所の移管先選定に関する要望書

謹啓

京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会市営保育所移管先選定部会の委員の皆様におかれましては、子どもたちの保育の向上のため日々ご尽力いただき感謝いたします。

さて、京都市聚楽保育所では去る 4 月 22 日（金）に保護者に対して配布された「市営保育所における独自サービスの見直しについて」と題する文書によって、京都市営保育所において 2017（平成 29）年度より「午睡用布団提供の廃止」「所外保育における交通料金及びお帳面の公費負担の廃止」「合同音楽鑑賞会及び合同人形劇鑑賞会の廃止」のそれぞれを実施する旨が通達されました。

この通達は言うまでもなく、子どもたちと保護者の生活のありように著しい改変を迫ると同時に、現行の市営保育所における保育内容や保育水準を大きく変更するものであり、子どもたちおよび保護者の権利や、京都市の保育施策のあり方そのものに関わる内容となっています。しかしながら、このような重大な変更に関わる通達が当事者である子どもたちや保護者に対し事前に何等の説明や協議もないまま一方的になされたばかりか、以降も、同文書の配布時に聚楽保育所長と保護者との間で短時間（約 10 分）の質疑応答が交わされたのみで、現時点に至るまで京都市の保育施策に対し責任を負うべき立場からの、子どもたちや保護者に対する責任ある説明は一切行われておりません。なお、文書の配布時になされた聚楽保育所長との質疑応答では、所長の応答の大半が「保護者の意見を保育課に伝える」というものであり、この質疑応答において京都市の説明責任が果たされたとは到底認められず、また、これに対する保育課からの回答も、聚楽保育所長への再三の確認にも関わらず現時点では一切得られていません。

そうしたなか、来る 5 月 9 日（月）には、2018（平成 30）年度の民営化（民間移管）に向けて、京都市聚楽保育所ほかの移管先法人等を選定するため京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会の本年度第 1 回移管先選定部会が開催されようとしています。

京都市聚楽保育所の民間移管をめぐることは、京都市と聚楽保育所の保護者との間でこれまで13回におよぶ保護者説明会（意見交換会）が開催されており、それらにおいて、民間移管にあたっては聚楽保育所の保育内容・保育水準を維持・継承することを再三にわたって確認してきました。

しかしながら、この通達には民間移管に先立って、あらかじめ市営保育所における現行の保育内容・保育水準自体を引き下げようとするものであり、断じて許容できるものではありません。しかも、聚楽保育所の民間移管をめぐるこれまで幾度も保護者説明会（意見交換会）やその事前調整を実施しておきながら、子どもたちや保護者に対し事前に何等の説明や協議もないままこのような重大な通達が一方的になされたことは、子どもたちや保護者に対する「だまし討ち」そのものであり、確約が反古にされたことによる不信感は計り知れません。

したがって、聚楽保育所の民間移管における「保育内容・保育水準の維持・継承」という確約の前提が一方的に崩された以上、今後の保育内容・保育水準の保障のあり方について子どもたちや保護者との間に合意が形成されない限り、移管先法人等の審査・選定を含む、民間移管に向けたいかなる手続きにも応じることができないと考えています。

そのため、私たちは京都市に対し、この通達のあり方と、現行の保育内容・保育水準を切り下げることになる通達内容に対し厳重に抗議するとともに、以下の3点を要請し、5月13日（金）までに回答するよう求めているところです。

1. 京都市聚楽保育所において配布された「市営保育所における独自サービスの見直しについて」と題する文書の筆頭に記名されており、京都市の保育施策に対し責任を負うべき立場である「京都市保健福祉局子育て支援部保育課長」による、子どもたちと保護者に対する説明会をただちに実施すること。
2. 上記1.の説明会の開催にあたっては、京都市の責任において日程と会場およびその間に必要な保育を調整し、子どもたちや保護者が直接・間接に意見を述べることができるようにすること。
3. 上記1.および2.を踏まえて、京都市聚楽保育所の子どもたちや保護者と京都市との間に、今後の「保育内容・保育水準の維持・継承」のあり方について合意が形成されるまで、移管先法人等の審査・選定を含む、民間移管に向けたあらゆる手続きを停止すること。

以上を承けて、京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会の市営保育所移管先選定部会および同部会委員の皆様には以下を強く要望いたします。

- ① 京都市による「市営保育所における独自サービスの見直し」が、あらかじめ市営保育所における現行の保育内容・保育水準を引き下げることによって、京都市聚楽保育所の民間移管における「保育内容・保育水準の維持・継承」という確約の前提を崩すも

のであることを十分にご理解ください。

- ② 上記①を踏まえて、市営保育所移管先選定部会および同部会委員の皆様のご責任の下、本年度の市営保育所移管先選定部会において必ず、「市営保育所における独自サービスの見直し」を民間移管の前提に関わる問題として動議し、京都市の姿勢と責任を質すとともに、『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）』における「入所する児童への影響や保護者の意見に十分配慮しながら」民間移管を進めるとの規定を最大限尊重して、子どもたちへの影響と保護者の意見を考慮した解決をご提案ください。
- ③ 上記①②および京都市に対する要請 1. ～3. が実現するまで、移管先法人等の審査・選定を含む、民間移管に向けたあらゆる手続きを停止してください。

言うまでもなく、子どもたちと保護者は民間移管によって直接的な影響を受ける当事者であるにも関わらず、今回の民間移管にあたって、子どもたちと保護者は民間移管のプロセスに極めて限定的な関わり方しかできません。そうである以上、市営保育所移管先選定部会および同部会委員の皆様は、民間移管に際して子どもたちと保護者の声に耳を傾け、その思いに寄り添う大きな責任を負うものであることを申し添えます。

以上につき、慎重かつ真摯にご検討の上、適切にご対応いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

謹白